

監 第 4450 号  
平成23年3月18日

社団法人新潟県建設業協会会長	様
社団法人新潟県建設産業団体連合会会长	様
新潟県電気工事工業組合理事長	様
社団法人新潟県空調衛生工事業協会会长	様
社団法人新潟県建築組合連合会会长	様
社団法人新潟県建設専門工事業団体連合会会长	様
社団法人新潟電設業協会会长	様
社団法人新潟県測量設計業協会会长	様
社団法人新潟県地質調査業協会理事長	様
社団法人建設コンサルタント協会北陸支部長	様
社団法人新潟県公園緑地建設業協会会长	様
社団法人新潟県解体工事業協会会长	様
社団法人新潟県建築士事務所協会会长	様
新潟県建築設計協同組合理事長	様

新潟県土木部長  
新潟県農林水産部長  
新潟県農地部長  
新潟県交通政策局長

### 東北地方太平洋沖地震に起因する県発注工事等の一時中止について（通知）

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震については、貴団体におかれても、被災地に対して、様々な形で支援を行っておられることと思いますが、この度の災害に対して、当面の災害応急対応を優先して行うための県発注工事等の一時中止の取扱い等について、下記のとおりとしますので、会員企業等に対し周知願います。

#### 記

##### 1 対象

県発注の工事及び建設コンサルタント等業務委託（以下「工事等」という。）

##### 2 一時中止の取扱い

###### (I) 発注者への協議

国、地方公共団体その他からの災害応急対策への応援要請等があり、これに応え

ようとする場合において、施行中の工事等があり、かつ、当該応急対策への応援によって工事等に対する一時中止命令を受ける必要があるときは、事前に当該工事等の発注機関（監督員等）に対して、応援の内容や期間等を報告し、十分協議してください。

また、一部建設資機材が入手しにくい状況も見られることから、こうした場合についても、必要に応じ、同様な取扱いとします。

(2) 一時中止の指示

前記(1)の協議を受けた発注機関は、地域の維持管理や安全確保その他を考慮し、支障のない場合に限り、建設工事請負基準約款第21条第2項又は委託契約条項第9条に基づき、一時中止を指示します。

担当

監理課建設業室 結城

電話025-280-5386